

平成 19 年 8 月 29 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
三菱 UFJ 信託銀行株式会社
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

三菱 UFJ 信託銀行の法人向け貸出業務等の 4 拠点集約化について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄、以下、MUFG)、三菱 UFJ 信託銀行株式会社(取締役社長 ^{うえはら はるや} 上原 治也)、株式会社三菱東京 UFJ 銀行(頭取 畔柳 信雄)の3社は、三菱 UFJ 信託銀行の法人拠点の貸出業務等を、東京・名古屋・大阪・九州(以下、4 拠点)に集約化することについて準備を進めてまいりましたが、今般、12 月初旬をもって、4 拠点への集約化が完了する見込みとなりましたのでお知らせします。

なお、4 拠点への集約化にあたり、平成 19 年 11 月 12 日をもって、三菱 UFJ 信託銀行の 4 拠点以外の法人拠点(札幌・仙台・神奈川・長野・静岡・京都・神戸・広島・高松、以下、9 拠点)における以下の対象事業を、会社分割により、三菱東京 UFJ 銀行へ承継させていただきます*。

*関係当局の許認可等を前提にしております。

1. 目的

本件集約化により、MUFG グループ全体での経営効率化を図り、信託業務分野(不動産・証券代行・受託財産等)へ経営資源を積極的に投入して、MUFG グループの数多くの法人のお客さまへ「より高度な信託機能」をご提供することで、お客さまの満足度向上とグループ収益の極大化をめざしてまいります。

2. 会社分割の内容

(1) 方法

三菱 UFJ 信託銀行を吸収分割会社、三菱東京 UFJ 銀行を吸収分割承継会社とする会社分割(吸収分割)を実施します。なお、会社分割に伴い、三菱東京 UFJ 銀行は以下の内容の新株を発行し、三菱 UFJ 信託銀行に割当てます。

株式の名称・種類 : 第一回第六種優先株式(無議決権優先株式)
発行新株式数 : 1,000,000 株

(2) 分割・承継する権利・義務の概要

対 象 事 業 : 三菱 UFJ 信託銀行の 9 拠点にてお取引いただいている法人のお客さま向け貸出事業等の一部
対 象 資 産 負 債 : 対象事業に属する貸付債権、コールローン債務等
対 象 契 約 : 対象事業に関連する契約

以 上